

子育て世代のニーズを把握する

アンケート調査結果をお知らせします

☎ 子育て支援課 (25)8136
保険年金課 (25)8137

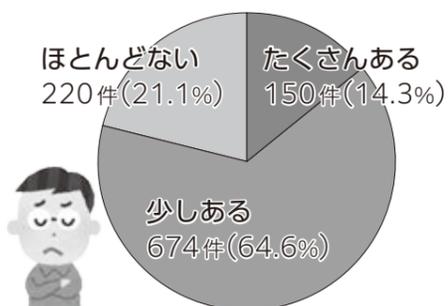
子育て世代のニーズを把握するため、12月に「子育て・教育にかかるアンケート調査」を行いました。

近年、核家族の増加や家族形態の変化により、地域の子育て環境も多様化しています。

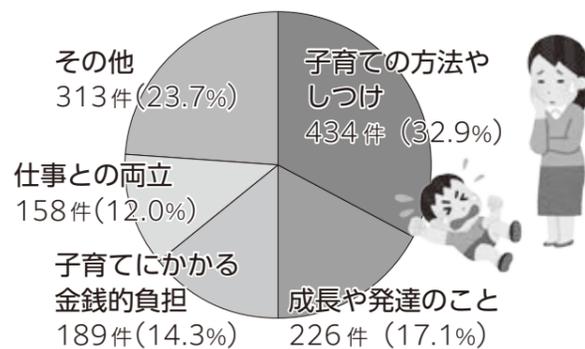
市では、今回のアンケート調査結果やご意見をもとに、子育て世代の保護者の皆さんの満足度を維持していくため、安全で質の高い保育を提供し、経済的負担の軽減や子どもたちの健やかな育ちを支援していきます。

▼不安や悩みについて

問 子育てについて不安や悩みがありますか？

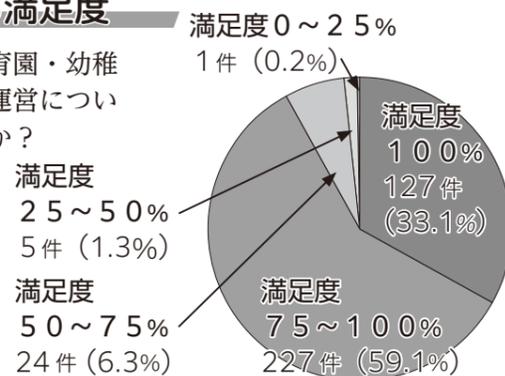


問 不安や悩みと感じられることはどのようなことですか？



▼公立園に対する満足度

問 通園されている保育園・幼稚園・認定こども園の運営について満足度は何%ですか？



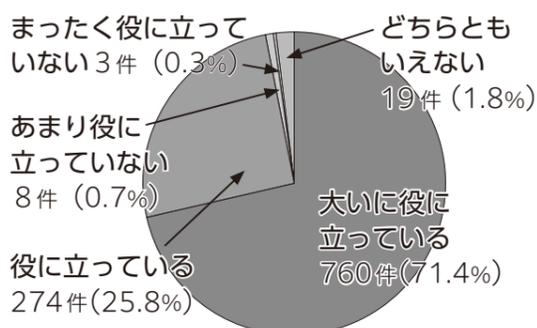
「75%以上満足している」と回答された方が92.2%となりました。



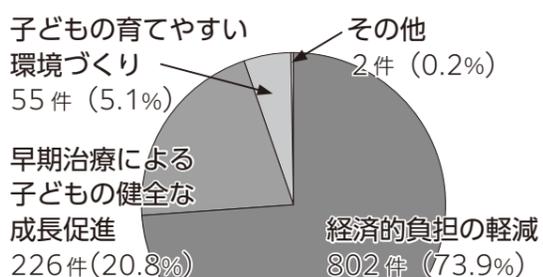
市では、防衛省の特定防衛周辺整備交付金を活用し、公立保育園・認定こども園の運営および小中学生（15歳到達後最初の3月31日までの子ども）の医療費助成を行っています。

▼子ども医療費助成制度について

問 子どもを産み育てられる環境づくりの一環として実施している子ども医療費助成制度は役に立っていますか？



問 子ども医療費助成はどのような点で役に立っていますか？



市役所窓口を休日開庁します

引っ越しなどの住所変更が集まる年度末と年度当初の混雑緩和や、平日に来庁できない方が便利に窓口を利用できるように、窓口の休日開庁を行います。

日時

3月28日(日)
4月4日(日)
両日とも

8時30分～17時15分

場所

市民課(新館1階)

業務内容

証明書の交付、住所変更、戸籍届書の受付、マイナンバーカードの申請・交付(予約制)、住所変更に伴う国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・福祉医療・児童手当の各種手続きなど

※証明書は、システムで交付できるものに限りです。

※戸籍届書の受け付けは、住所や本籍が市外の場合は、お預かりのみとなります。

※関係機関に確認が必要な手続きや他市町村とデータ通信が必要な手続きは、お取り扱いできない場合があります。

▼マイナンバーカードの申請・交付は、完全予約制とします。3日前までに電話で予約をしてください。

※持ち物：交付通知書兼照会書(交付希望者)、通知カード、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

市民課



☎ 市民課 (25) 8018

3月1日(月)～7日(日) 春の火災予防運動を行います!

〔全国統防火標語〕

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。火災のほとんどは、火の不始末やちょっとした不注意から発生しています。火の取り扱いには十分に注意し、火災予防に努めましょう。

住宅用火災警報器の寿命は10年です!

定期的に作動するか確認しましょう!

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなる可能性があるため、10年を目安に交換しましょう。



設置時期を調べるには

火災警報器を設置したときに記入した「設置年月日」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

正常な場合は?

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。



※警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は?

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



※「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をしましょう。



☎ 消防本部予防課 (22) 5403

小型特殊自動車などもナンバープレートが必要です!

☎ 税務課 ☎ (25) 8116

小型特殊自動車に該当するフォークリフトや乗用装置のあるコンバイン・トラクター・田植機なども軽自動車税(種別割)の対象となります。

そのため、市に申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。

※公道を走行しない(田畑や工場内でのみ使用しない)車両も課税対象となります。
 ※現在使用していない場合でも、車両を所有していれば課税対象となります。

●小型特殊自動車(農耕作業用)

例: 乗用装置のあるコンバイン・トラクター・田植機など

基準	必要な申告
最高速度が35km/h未満	小型特殊自動車 軽自動車税(種別割)
最高速度が35km/h以上	大型特殊自動車 固定資産税(償却資産)

※車両の大きさ・排気量の制限はありません。

●小型特殊自動車(その他)

例: フォークリフトなど

基準	必要な申告
①長さ4.7m以下	小型特殊自動車 軽自動車税(種別割)
②幅 1.7m以下	
③高さ2.8m以下	
④最高速度15km/h以下	大型特殊自動車 固定資産税(償却資産)
上記①~④の要件を一つでも超えるもの	

手続きには、申告書と本人確認書類(届出者)^{※1}のほか次の書類等が必要です。

	添付書類等
購入	販売証明書、印鑑(認印可)
譲受	譲渡証明書 ^{※2} 、廃車証明書、印鑑(認印可)

※1 本人確認書類(届出者)…マイナンバーカード・運転免許証等いずれか一つ以上

※2 売買や譲渡で所有者が変わった場合に、いつ、誰に譲渡が行われたかを証明する書面です。

車台番号が分からない場合は、手続きができませんのでご注意ください。



お済みですか?

バイクやトラクターなどの取得・廃車や名義変更手続き

☎ 税務課 ☎ (25) 8116

軽自動車税(種別割)は、軽四自動車・バイク・トラクターなどの所有者に対して毎年4月1日を基準日として課税されます。

軽自動車を取得した場合や、廃車・譲渡をした場合には届け出が必要です。

また、トラクターやコンバインなど農耕作業車両などの買い替えの場合も廃車・登録の変更手続きが必要です。

まだ届け出がお済みでない車両がありましたら、早急に手続きを行ってください。

なお、車種によって手続きの場所や必要な書類等が異なりますので、事前にご確認ください。

●原動機付自転車(125cc以下)

小型特殊自動車(コンバイン・トラクター・フォークリフト等)

登録・廃車の手続きには、申告書と本人確認書類(届出者)^{※1}のほか次の書類等が必要です。

	添付書類等	手続き場所
購入	販売証明書、印鑑(認印可)	税務課 ☎(25)8116 または 各支所窓口
譲受	譲渡証明書 ^{※2} 、廃車証明書、印鑑(認印可)	
廃車・譲渡	ナンバープレート、印鑑(認印可)	
上記届出を代理人がする場合	上記に加え委任状 ^{※3}	

※1 本人確認書類(届出者)…マイナンバーカード・運転免許証等いずれか一つ以上

※2 売買や譲渡で所有者が変わった場合に、いつ、誰に譲渡が行われたかを証明する書面です。

※3 販売事業者の方が代理人となる場合、委任状の添付は不要です。

●その他の車種 下記へお問い合わせください。

車種	手続き場所
軽二輪(125cc超~250cc以下)	滋賀運輸支局 守山市木浜町 2298-5
小型二輪(250cc超)	☎050(5540)2064
軽三輪	軽自動車検査協会 守山市木浜町 2298-3
軽四輪	☎050(3816)1843

★軽自動車税(種別割)の納付期限は5月31日(月)です。

★減免申請は、4月上旬からの受け付けを予定しています。

軽自動車税(種別割)のグリーン化特例が継続されています!

令和3年度の軽自動車税(種別割)は、次の税率で課税されます。

☎ 税務課 ☎ (25) 8116

軽自動車(三輪と四輪以上)

●三輪・四輪の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両は税が重くなります。

(令和3年度の場合は、初度検査年月が平成20年3月以前の車両)

【表1】

車種区分	初めて車両番号の指定を受けた日が…		初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両		
	平成27年3月31日以前の車両	平成27年4月1日以後の車両			
四輪以上	乗用	家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

※初めて車両番号の指定を受けた年月は自動車検査証の「初度検査年月」により確認します。車両の種類や初度検査年月によって適用される税率が異なりますのでご注意ください。



グリーン化特例(税が軽くなります)

グリーン化特例が継続されたため、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた環境負荷の小さい車両は令和3年度分に限り、税が軽くなるグリーン化特例が適用されます。

【表2】 令和3年度のみ適用

車種区分	(ア)			(イ)		(ウ)	
	乗用	家用	営業用	乗用	営業用	乗用	営業用
四輪以上	乗用	2,700円	5,400円	5,400円	8,100円	5,200円	7,800円
	貨物用	1,300円	2,500円	2,500円	3,800円	2,900円	4,300円
	三輪	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	三輪	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円

(ア) 電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制10%低減車)

(イ) 乗用…令和2年度燃費基準+30%達成車
 貨物…平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用…令和2年度燃費基準+10%達成車
 貨物…平成27年度燃費基準+15%達成車

※平成30年排出ガス規制50%低減または、平成17年排出ガス規制75%低減かつ(イ)、(ウ)に適合するもの

※(イ)、(ウ)についてはガソリンを内燃機関の燃料にする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※表1に該当する場合であっても、表2のいずれかに該当する場合は、表2の税率が適用されます。

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

●原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車などの税率

登録の年月や環境性能に関わらず、一律の税率が適用されます。

車種区分	税率
原動機付自転車	50cc以下 2,000円
	50cc超~90cc以下 2,000円
	90cc超~125cc以下 2,400円
	ミニカー 3,700円
軽二輪(125cc超~250cc以下)	3,600円
小型二輪(250cc超)	6,000円
小型特殊自動車	農耕用のもの 2,400円
	その他 5,900円



訪問看護サービスって、なに？

医師の指示のもと在宅でも医療行為が受けられます。

訪問看護ステーションは、病気や障がいのある方の在宅療養生活を支援します。

訪問看護サービスをご利用いただくには、契約が必要となります。また、利用料金は介護保険・医療保険の適用が受けられます。まずは、お気軽にお電話ください。



たとえば、点滴や人工呼吸器の管理、経鼻チューブの交換など…

☎ 高島市訪問看護ステーション (36) 8111

より多くの方が学校開放施設を使用できるようになります！

☎ 市民スポーツ課 (25) 8560

高島市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正し、4月1日からより多くの方が学校開放施設を使用できるようになります。使用される方は、変更点をご確認いただき、今後もルールに沿った適切な使用をお願いします。

※学校開放とは…

市の生涯学習の推進のために、学校の体育施設（体育館・グラウンドなど）を学校教育に支障のない範囲で、市民の使用に供するもの。

【変更前】

高島市内に在住または在勤している方で構成される団体で、監督者として成人が含まれる場合に限り使用を許可。

【変更後】

▼ひとつの団体で使用される場合

構成員のうち半数以上が高島市内に在住、在勤または在学している方で構成される団体で、監督者として成人が含まれる場合に限り使用を許可。

▼複数団体で使用される場合

○市内の小学生および中学生で構成されている団体以外の団体

使用団体のうち半数以上が市内団体で、各団体に監督者として成人が含まれる場合に限り使用を許可。

○市内の小学生および中学生で構成されている団体が含まれている場合

青少年の交流を図り、団体に監督者として成人が含まれる場合に限り使用を許可。

◆1反当りの賃借料 (100円未満四捨五入)

地域	平均 (円/年)	最高 (円/年)	最低 (円/年)	データ数 (件)
マキノ	5,500	8,000	2,600	8
今津	6,800	10,000	3,000	111
朽木	6,000	6,000	6,000	9
安曇川	9,000	14,000	3,000	39
高島	7,600	10,000	3,000	57
新旭	8,500	11,100	3,500	50
市内全域	7,500	14,000	2,600	274

◆1反当りの物納(玄米)量 (1kg未満四捨五入)

地域	平均 (kg/年)	最高 (kg/年)	最低 (kg/年)	データ数 (件)
マキノ	41	60	30	18
今津	43	60	30	23
朽木	60	60	60	19
安曇川	51	90	45	100
高島	37	60	30	51
新旭	53	60	50	4
市内全域	47	90	30	215

※データ数は、集計に用いた筆数です。
※畑については、事例が少ないためデータには含まれていません。

農地の賃借料情報

農地の賃借料を決定する際の目安として、昨年中に締結（公告）された賃借借における賃借料を集計しましたので、賃借料設定の参考にしてください。
なお、「農地の賃借料情報」に拘束力はありません。
農地の状況などに合わせて、貸し手と借り手の両者でよく話し合い、設定してください。



ニホンザルからの被害をどう防ぼう？

☎ 農林整備課 (25) 8529

近年、市内でニホンザルによる食害や糞害などの被害が多発しています。そこで、すぐにできる被害対策と市からの支援制度をご紹介します。

ニホンザルを寄せ付けない！ 追い払いの行動様式

追い払いは、「集落内の限られた人だけ」「自分の農地に出没した時だけ」「これは誤った追い払いで、サルが人を警戒しないようになります。」

次の行動様式を地域で繰り返し取り組むことで、効果が生まれます。集落に出てきたら「嫌な目に遭う！」とサルに覚えこませることが重要です。

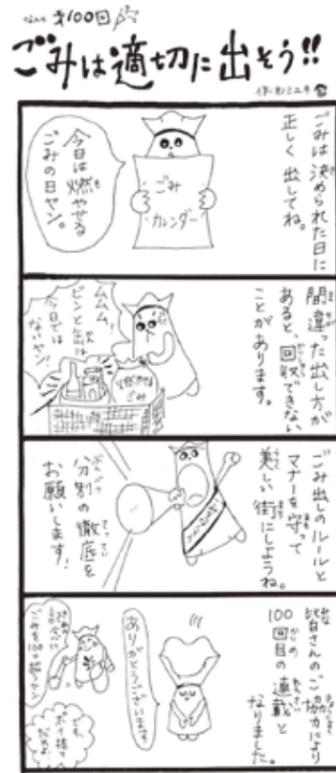


- ### ▼行動様式
- ① 集落の誰もが
 - ② サルが出没したときは必ず
 - ③ サルの出没場所に集まって
 - ④ 集落からサルが出ていくまでしっかりと追いかけて
 - ⑤ 複数の追い払い資材（花火、爆竹など）を用いて追払う

▼支援制度のご案内

市では、追い払い資材を地域で購入される際の補助制度があります。また、有害鳥獣被害で困りの地域に、捕獲網などの設置を行っています。

詳しくは、お問い合わせください。



ごみは決められた日の8時までに出しましょう!

収集日はお住まいの地域によって異なります。市が発行しているごみカレンダーでご確認ください。

ごみの分け方・出し方をしっかり確認しましょう!

分け方や出し方が不適切な場合、回収されない場合があります。ごみを出す前に「ごみの分け方・出し方」をご確認いただくか、環境政策課までお問い合わせください。

いじめやいじめ防止対策を徹底しよう!

皆さんはごみを出すときに正しくルールを守って出していますか。ごみはルールを守り、正しく分別されていないと回収できません。しっかり回収ができるよう、また、住みよい高島市になるよう、皆さんのご協力をお願いします。

高島市未来へ誇れる環境づくり推進委員会委員を募集します

地域の環境保全活動を推進していただくとともに、市公共施設の環境負荷における監査をしていただくなど、良好な生活環境を確保するためのご意見やご提言をいただく委員を募集します。詳しくは、環境政策課、各支所で配布している応募用紙をご確認ください。

- ▼任期 | 2年間(令和3年4月～令和5年3月)
- ▼募集人員 | 若干名
- ▼募集締切 | 3月12日(金)
- ▼申込方法 | 応募用紙に必要事項を記入し、環境政策課、各支所へ提出してください。

今津不燃物処理場への搬入受入を終了します



今津不燃物処理場への直接搬入は、3月31日(水)に搬入受付を終了します。4月以降は、今津不燃物処理場への直接搬入ができなくなりますのでご注意ください。なお、4月以降、陶磁器類・ガラス類を出す場合は、「燃えないごみA類」の日に個人コンテナに入れて、ごみ集積所へ出していただくようお願いいたします。

可燃ごみ搬出量
現在、三重県の民間ごみ処理業者へ委託して焼却処分しています。ごみの量に応じてごみ処理費用を負担することになりますので、ごみの分別や減量にご協力ください。

測定月	収集量
令和2年1月分	1,069t
令和3年1月分	996t (前年比 73t 減)



3月は自殺対策強化月間、いのちを支える

令和2年の全国の自殺者数は20,919人で、11年ぶりに前年を上回りました。長く続く感染症のため、経済問題や家族関係の変化などが影響しているのか、特に女性や小中学生の増加が目立ちます。

それでも、いつでも、わたしにも、できること...

それが、「ゲートキーパー」です。

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る)をする人のことです。

自殺対策は、悩んでいる人に寄り添い関わることで、「孤立・孤独」を防ぐことが重要です。それぞれの立場から、自分にできることは何か、考えてみませんか。

気づき

眠そう、食欲不振、口数が少なくなったり、いつもと違う場合...
もしかしたら、大切な人や身近な人は悩みを抱えていますか?

声かけ

悩んでいることに気がいたら、勇気をだして声をかけてみませんか?
「眠れてる?」「どうしたの、なんだかしんどそう」「何か悩んでる? よかったら話してみて」など。

傾聴

本人の気持ちを尊重し、話に耳を傾けましょう。本人を責めたり、安易に励ましたり、否定することは避けましょう。
「よく話してくれたね」「大変だったね」「よく今までやってきたね」など。

つなぎ見守り

早めに専門家に相談するように促してください。そして、あたたかく寄り添いながら、じっくりと見守ってください。
必要があれば相談ののれることも伝えてください。

健康推進課 (25) 8078

【相談窓口】

- 高島こころのつえ相談室
☎0120 (874) 756 (第2、4水曜日: 13時~17時)
- いのちの電話
☎0570 (783) 556 (毎日: 10時~22時)
☎0120 (783) 556 (毎日: 16時~21時) (毎月10日: 8時~翌日の8時)
- 生活相談
高島市社会福祉協議会
つながり応援センターよろず ☎(25) 5750
市役所社会福祉課 暮らし連携支援室 ☎(25) 8120
- 健康に関する相談
市役所健康推進課 ☎(25) 8078